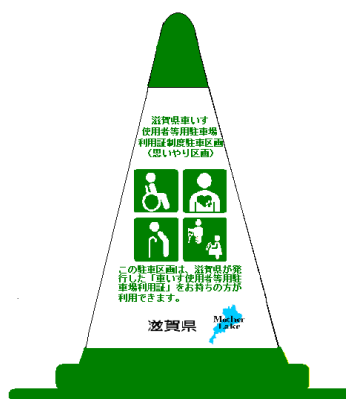


滋賀県車いす使用者等用駐車場

利用証制度にかかると対象区画整備の手引き (施設管理者用)



平成 25 年 3 月

(令和 5 年 7 月改正)

滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課




目 次

1. 整備に関する事項・・・・・・・・・・ 2
2. 対象区画設置の流れ・・・・・・・・ 4
3. 区画の表示方法・・・・・・・・・・ 5
4. 設置後の区画管理についてお願い・・・ 7
5. 利用証制度に関するQ & A・・・・・・・・ 10

1. 整備に関する基本的な事項

(1) 滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度の対象区画

本制度では、車いすの人が乗降に必要な広い区画幅を確保した「車いす優先区画」と、区画幅に基準がないものの移動に配慮が必要な人が利用する「思いやり区画」の2種の区画があります。

種類	車いす優先区画	思いやり区画
設置する場所	幅が3.5m以上ある車いすマークが表示された駐車区画	車いす使用者等用駐車区画以外で施設出入口に近い既存の通常駐車区画
区画の横幅	3.5m以上	通常幅(3.5m未満)
設置位置	出入口付近	出入口付近
利用対象者	車いす使用者	移動に配慮が必要な人
区画に表示するマーク	 または 	

駐車できる利用証	 	 
----------	---	---

- 施設出入口に近い位置に駐車場を確保する必要がある人は、車いす使用者のみではないことに配慮いただき、上・下肢障害者や妊産婦、けが人等のための「思いやり区画」の設置にもご協力ください。

なお、該当の「区画に表示するマーク」がなくても該当施設の利用状況により「駐車できる利用証」により柔軟な対応をお願いします。

- 本県は「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」により、公益的施設等の駐車場に車いす使用者駐車施設の整備基準を設けています。さらなる利用しやすさを進めるため「車いす優先区画」および「思いやり区画」の両方の設置を推進しています。なお、条例に定める対象施設でない場合は、各施設の駐車スペースや利用の実状に応じで、やむを得ずいずれかの区画のみの設置もできるものとします。

参考

○「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例施行規則」(別表第2第1抜粋)

6 駐車場(2) 車いす使用者駐車施設は、次に定める構造とすること。

ア 幅は、350センチメートル以上とすること。

イ 車いす使用者等用駐車施設またはその付近に障害者のための国際シンボルマークその他車いす使用者駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。

ウ 車いす使用者駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

○「滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度要綱」(抜粋)

(定義) 第2条

4. この要綱において「車いす優先区画」とは、車いす駐車場のうち、利用証制度に協力する駐車場の設置者または管理者(以下「施設管理者」という。)の届出に基づき、知事が次条第3項の規定により登録を行った車いす使用者が優先的に駐車できる区画をいう。

5. この要綱において「思いやり区画」とは、施設管理者の届出に基づき、知事が次条の規定により登録を行った位置および構造が歩行困難者の利用に適した駐車区画であって、車いす優先区画以外のものをいう。

(駐車場の登録等) 第3条

施設管理者は、当該制度に協力しようとするときは、知事に車いす使用者等用駐車場登録届出書(様式第1号)を提出するものとする。

3. 知事は、第1項の届出書が提出されたときは、届出書に記載された駐車区画を対象区画として登録するものとする。

(2) 県提供物品について

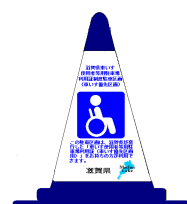
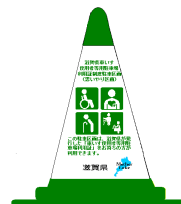
次の物品につきましては、無償提供します。

○ステッカー(A3縦)



○ステッカー(カラーコーン用)

※カラーコーンは各施設にてご用意ください。



※路面シートについては、データのための提供となります。

2. 対象区画設置の流れ

(1) 登録届出の提出

対象区画の設置に協力いただける場合は、下記の①または②により県へ提出してください。

- ① 「車いす使用者等用駐車場登録届出」(しがネット受付サービス)より、必要事項を入力し、申請してください。
- ② 「車いす使用者等用駐車場登録届出書」を作成し、郵送またはメールにて県健康福祉政策課へ送付してください。



届出内容を変更(追加または削除)する場合は、変更後の区画数を記載して提出してください。

(2) 必要な資材の送付

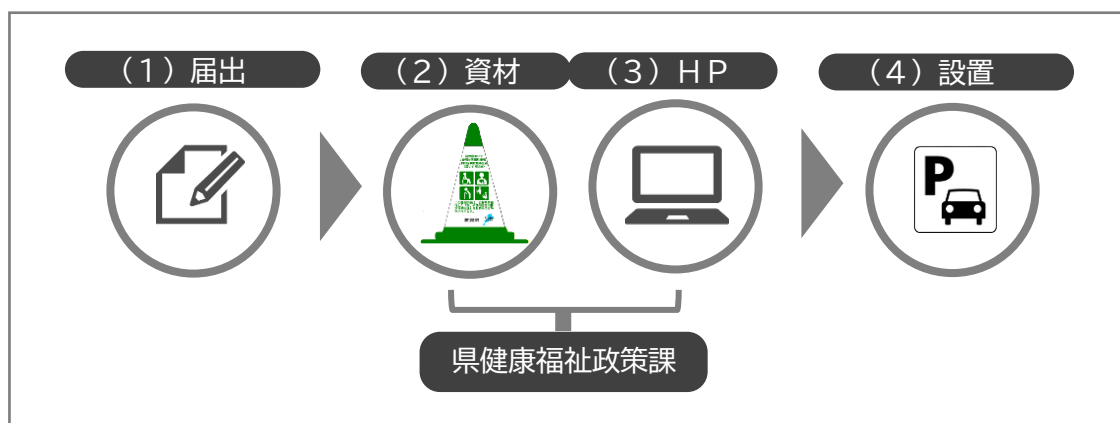
届出書に記載いただいた駐車区画数に応じたステッカーと、啓発資材(チラシ)の必要部数の資材を滋賀県から送付します。(在庫状況によりご希望に沿えない場合があります。)

(3) 県ホームページへ掲載

提出いただいた届出書に記載された施設の情報、県ホームページ(協力施設一覧)に掲載します。

(4) 対象区画の設置

県から送付するステッカー等を利用し、「3. 区画の表示方法」のいずれかの方法により、対象区画を設置してください。

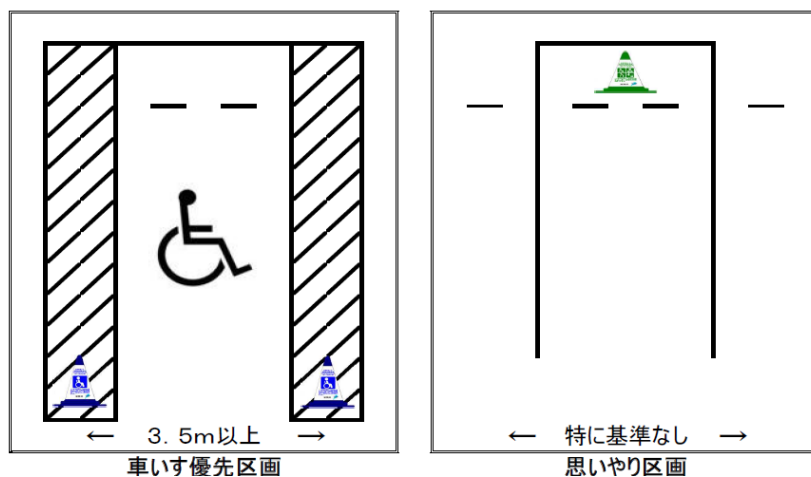


※カラーコーンは各施設でご用意ください。

3. 区画の表示方法

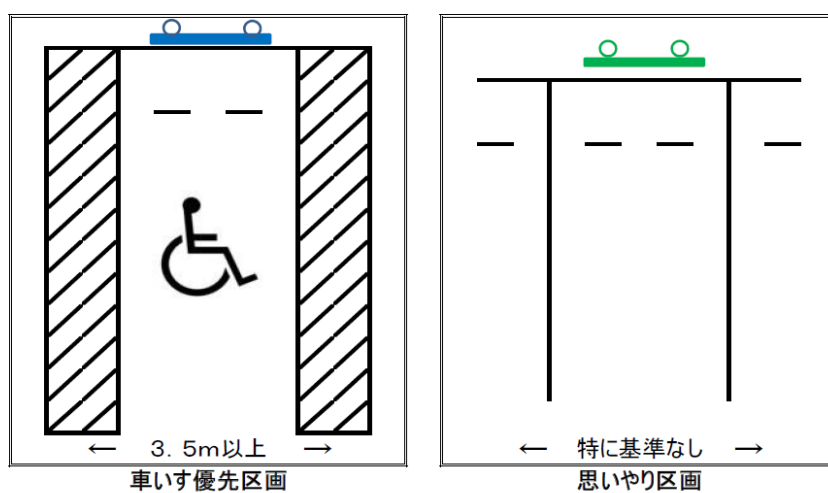
(1) カラーコーンによる表示

- 滋賀県が提供するステッカーを貼付したカラーコーンを設置して表示します。
- カラーコーンは既存のものを活用するなど、各施設でご用意ください。



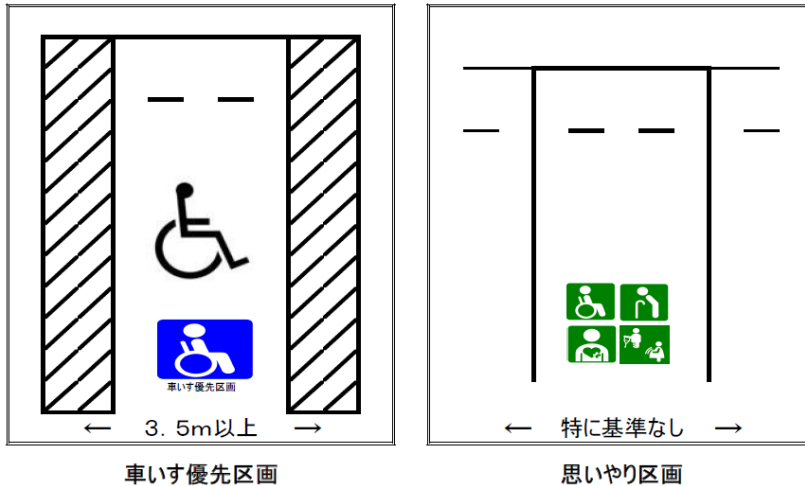
(2) 看板（移動式・固定式）・壁による表示

- スタンドプレート・既存の立て看板や壁面等に滋賀県が提供するステッカー・画像を貼付して表示します。
- スタンドプレート・立て看板等は既存のものを活用するなど、各施設でご用意ください。



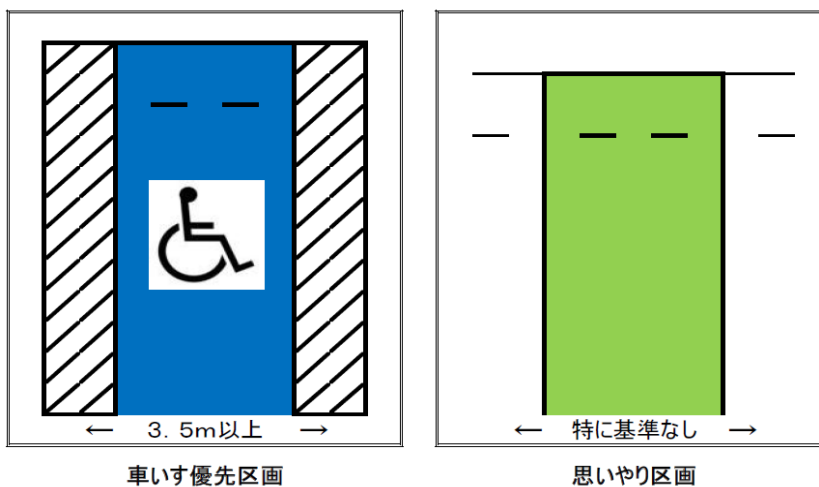
(3) 路面シートによる表示

- シート標示を路面に貼付して表示します。
- シートの大きさは、車いす優先区画は縦1.2メートル×横1.0メートル、思いやり区画は縦1.0メートル×横1.0メートルを標準とします。
- 滋賀県が提供する画像データに基づき、各施設でシートを作成し、貼付してください。



(4) 路面のカラー塗装による表示

- 区画の路面をカラー塗装して表示します。車いす優先区画は青色、思いやり区画は緑色としてください。
- 既存の車いすマーク（国際シンボルマーク）は、法令の規定により必要とされている場合がありますので、マークの上は塗装しないでください。
- マークなくカラー塗装のみでは、制度の対象区画であることが分かりませんので、(1)~(3)の方法と組み合わせて表示してください。



(5) その他区画標示に関する留意事項

- 車いす優先区画には、従来、施設で実施してきた明示の方法により、上記の「表示するマーク」を一つ以上提示してください。
- 対象区画の表示について、P 3の「3. 区画の表示方法」の(1)～(4)のいずれかにより、一つ以上掲示してください。
- 隣接する複数の区画に対して、一つの掲示で対象区画であることが外見上明らかである場合は、この限りではありません。

4. 設置後の区画管理についてのお願い

- (1) 区画設置後は、区画の表示がドライバーから見える位置に適切に掲示されるように管理してください。
- (2) 利用証の掲示なしで対象区画に駐車している車両や、思いやり区画用の利用証を掲示して車いす優先区画に駐車している車両を見かけたとき等は、注意喚起チラシ(例)を参考に、当該制度の周知につき御協力をお願いします。
- (3) この制度は、駐車場の利用者に「マナー向上」を呼び掛けるためのものです。利用証をお持ちでない場合でも、配慮が必要な人であることも考えられるため、「区画への駐車を禁止する」といった画一的な取り扱いはせず、円滑かつ適切な駐車場の利用について御配慮をお願いします。
- (4) 利用証の種類は、原則「車いす優先区画」・「思いやり区画」ですが、いずれかの対象区画が空いていない場合は、もう一方の区画を利用できるかどうかは利用状況を踏まえ、各管理者において対応いただきますようお願いいたします。
- (5) パーキングパーミット制度は全国的に導入が広がっています。他府県が発行する利用証を掲示している車両は、本制度の利用証を掲示している車両と同様に扱ってください。
- (6) 駐車場内におけるトラブルにつきましては、県は一切責任を負いかねますので、駐車場管理者が適切に御対応いただきますようお願いいたします。

○ 注意喚起チラシ（例） 思いやり区画用

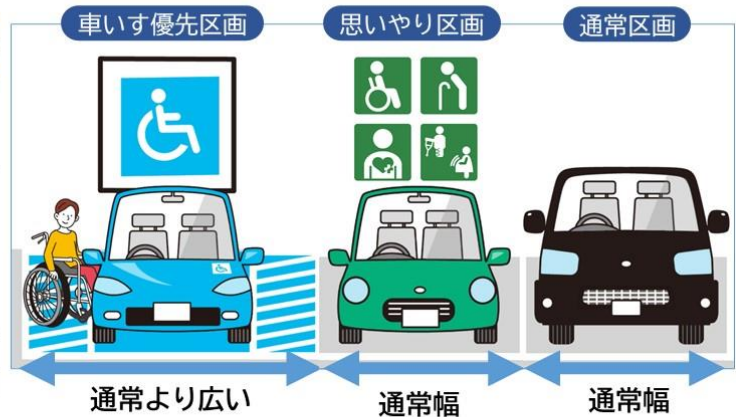
「滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度」 のお知らせ

❗ この駐車区画は移動に配慮が必要な人のための「思いやり区画」です。

✓ 「車いす優先区画」は車いす使用者が乗り降りするために、通常区画より幅が広がっています。

✓ 「思いやり区画」は車いす使用者以外の移動に配慮が必要な方のための通常と同じ幅の区画です。

✓ 車いすを使用されていない人は「車いす優先区画」への駐車はご遠慮くださいますよう御理解・御協力をお願いします。



滋賀県では、障害者や高齢者など移動に配慮が必要な人が使いやすい駐車場とするため、「滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証」を発行しています。

利用証をお持ちの方

ルームミラーに吊り下げるなど、車外から見えやすい位置に掲示してください。

利用証の交付を希望される方

滋賀県健康福祉政策課あて申請してください。

交付対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、要介護高齢者、妊産婦等、けが人などで、移動に配慮が必要な人です。県ホームページをご覧ください。下記の間い合わせ先へご連絡ください。

利用証の種類

- 車いすの使用者: 車いす優先区画(左)
- 車いす使用者以外の移動に配慮が必要な人: 思いやり区画用(右)

申請窓口および問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課

☎ [電話] 077-528-3512 ☎ [FAX] 077-528-4850
 ✉ [メール] ea0001@pref.shiga.lg.jp



滋賀県 車いす



配布元: 駐車場管理者: ○○○○○○○○
 (連絡先 ×××××-×××-××××)



○ 注意喚起チラシ（例）車いす優先区画

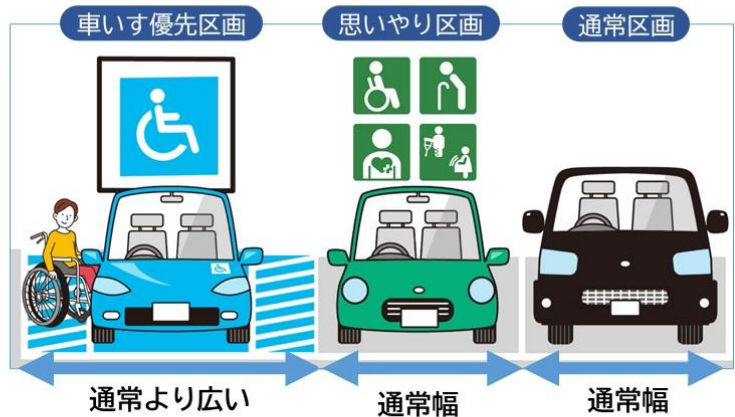
「滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度」 のお知らせ

❗ この駐車区画は移動に配慮が必要な人のための「車いす優先区画」です。

「車いす優先区画」は車いす使用者が乗り降りするために、通常区画より幅が広がっています。

「思いやり区画」は車いす使用者以外の移動に配慮が必要な方のための通常と同じ幅の区画です。

車いすを使用されていない人は「車いす優先区画」への駐車はご遠慮くださいますよう御理解・御協力をお願いします。



滋賀県では、障害者や高齢者など移動に配慮が必要な人が使いやすい駐車場とするため、「滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証」を発行しています。

利用証をお持ちの方

ルームミラーに吊り下げるなど、車外から見えやすい位置に掲示してください。

利用証の交付を希望される方

滋賀県健康福祉政策課あて申請してください。

交付対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、要介護高齢者、妊産婦等、けが人などで、移動に配慮が必要な人です。県ホームページをご覧ください。下記の間い合わせ先へご連絡ください。

利用証の種類

- 車いすの使用者: 車いす優先区画(左)
- 車いす使用者以外の移動に配慮が必要な人: 思いやり区画用(右)

申請窓口および問い合わせ先

滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課

☎ [電話] 077-528-3512 📠 [FAX] 077-528-4850
 ✉ [メール] ea0001@pref.shiga.lg.jp



滋賀県 車いす 🔍



配布元: 駐車場管理者: ○○○○○○○○
 (連絡先 ×××××-×××-××××)



5. 滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度に関するQ & A

Q 1 制度導入の目的は。

- A 1 ・歩行が困難で移動に配慮が必要な方の外出を支援し、社会参加を促進することを目的に、車いす駐車場等を優先的に利用できる方を明確にし、移動に配慮が必要な方が使いやすい駐車場の仕組みづくりを図ることが目的です。
- ・なお、パーキングパーミット制度は全国的に導入が広がっています。
 - ・全国の制度導入府県間で利用証の相互利用が可能です。

Q 2 車いすマークのステッカーなどを貼っていれば、利用証がなくても停められるのか。

- A 2 車いすマークのステッカーなどは、カー用品店などで誰でも入手することができます。このため、障害のない人が、市販の車いすマークのステッカーを掲示して車いす優先区画を利用するなど、全国的にステッカーの悪用が問題になっています。本制度の対象の人は、できる限り県が交付する利用証を使用させていただきようお願いします。

Q 3 利用証の対象区画にしか駐車できないのか。

- A 3 お持ちの利用証に該当の区画表示するマークがなくても、施設の利用状況により、利用証の対象区画以外にも駐車できる場合があります。(詳しくは、該当施設の管理者へお問い合わせください。)

Q 4 「駐車禁止除外指定者標章」で、本制度の対象駐車場は利用できるか。

- A 4 「駐車禁止除外指定者標章」の対象者も歩行に配慮が必要な人です。しかし、制度がことなるため、改めて申請をお願いします。

Q 5 利用証が不用になったが、返却しないとイケないか。

- A 5 不用になった利用証は、お住まいの自治体の廃棄方法に従って廃棄してください。

Q 6 対象者1人に複数枚の利用証は交付可能か。

- A 6 対象者お一人につき、利用証1枚の交付となっています。